



学校いじめ防止基本方針

幸田町立北部中学校

1 いじめの防止についての基本的な考え方

(1) いじめについての基本的な認識

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。そして、いじめは、どの生徒にも起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。その他、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目していじめを見極める必要がある。

(2) 学校のいじめに対する基本姿勢

いじめはどの生徒にも起こりうる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないために、全ての教職員がその未然防止に取り組む。

(3) 育てたい生徒の力や教職員の役割

学校の教育活動全体を通じ、生徒の豊かな情操や道徳心、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。教職員は、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有する。

2 いじめ防止対策組織

「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、また、対応不要であると個人で判断することのないよう、組織として対応する。特に事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は組織で行う。委員会の構成員は、校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、特別支援学級主任、生徒指導主事、保健主事、養護教諭等とし、勤務時間の調整ができれば、スクールカウンセラーを加える。

*スクールカウンセラーとは、保健主事が意見調整をする。

(1) 「いじめ・不登校対策委員会」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証をするとともに改善策を検討する。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」を周知し、教職員の共通理解を図る。
- ・いじめアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・各年度の開始時に、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけて、速やかに組織的に対応する。
- ・教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、対応に当たる。必要に応じて外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の生徒の様子を見守り、継続的な指導や支援を行う。ただし、解消していると判断するのは①いじめの行為が止んでいること（※加害行為が3か月以上止んでいる）②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと（※本人と保護者の面談による確認）の2要件があることとする。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 生徒訓を核にして、生徒会活動を活発化させることで、生徒自らの力で、互いに認め合い、互いに成長していく学校・学年・学級づくりを進める。
- イ 学校生活全般において、努力の過程を認めるとともに、日常生活の充実を図ることで、自己有用感や自己肯定感を育む。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育や人権教育の充実を図るとともに、読書活動・体験活動を推進し、生徒の社会性を育み、豊かな情操を培う。
- エ 情報モラル教育を推進し、生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。
- オ P T Aと連携して保護者を対象とした情報モラル学習会（携帯電話講習会）を開催するなど、保護者の意識を高めるとともに、学校からの情報発信に意を配り、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア いじめアンケートや教育相談を定期的実施（年3回）し、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 教師と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい体制を整える。
- ウ 幸田町教育相談室や電話相談窓口等、外部の相談機関について広く周知する。
- エ 休み時間や放課後の雑談の中などで生徒の様子に目を配るとともに、個人ノートや生活ノート、日記等を活用して交友関係や悩みの把握に努める。
- オ 各教職員は、いじめに係る情報を適切に記録するよう努める。

(3) いじめに対する措置

- ア 発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ 被害生徒を徹底して守り通すとともに、教育的配慮の下、加害生徒には毅然とした姿勢

で指導や支援を行う。

ウ 必要に応じて、幸田町教育相談室相談員・スクールカウンセラー等の専門家や、警察署・児童相談所等の関係諸機関の協力を得る。

エ いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。

オ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて、法務局に協力を求めたり、警察署に連絡し援助を求めたりする。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに町教育委員会に報告し指導および支援を受ける。
- (2) 学校が事実に関する調査の主体となる場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を母体として、重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどする。
- (3) 調査結果については、被害生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。

5 取組に対する検証・見直し

- (1) いじめの防止等に関する具体的な取組については、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、「いじめ・不登校対策委員会」において、いじめの防止等に関する具体的な取組の検証を行う。

6 その他

- (1) いじめの防止に関する校内研修を実施し、生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」は、4月に保護者へ配布する等、周知に努める。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。また、部活動顧問と学年職員の間で情報を共有し、気になることがあればすぐに家庭連絡を行うなど、問題の早期発見・早期対応に努める。

○策定 平成26年2月18日

○改訂 平成29年9月 1日